【調達管理番号:21a00439】ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務

(公告/公示日:2021年6月23日)について、以下のとおり訂正いたします。

独立行政法人国際協力機構

調達•派遣業務部次長(契約担当)

No	訂正項目	訂正内容 (表示: 20 元)
INO		(訂正箇所は下線部分)
1	入札公告 1/3ページ 1.競争に付する事項	(表幹に付する事項
2	入札公告 2/3ページ 3-1. 入札説明書の交付方法	(9)納入場所:入札説明書による。 【変更前】 ※なお、契約担当部署は以下のとおりです。 調達・派遣業務部 契約第三課 電話03-5226-6609 ファクシミリ03-5226-6324 メール宛先:e_sanka@jica.go.jp 【変更後】 ※なお、契約担当部署は以下のとおりです。 調達・派遣業務部 契約第三課 電話03-5226-6643 メール宛先:e_sanka@jica.go.jp

		【変更前】 3. 競争に付する事項 (1)業務名称:ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務(一般競争入札(総合評価落札方式)) (2)業務仕様:「第2業務仕様書(案)」のとおり (3)工場出荷前検査期限(予定):2021年11月30日 ※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の日本国内工場における検査の期限 (4)引渡期限(予定):2021年12月28日 ※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の船積港における引渡の期限 (5)土木・建設工事完了時立会検査期限(予定):2022年3月18日 ※2022年2月上旬頃に本邦調達物品が病院に到着してから、設置・動作確認等を行い、完工検査を完了するまでの期限 (6)業務履行期間(予定):2021年8月13日から2022年3月31日
3	入札説明書2ページ 3. 競争に付する事項	【変更後】 3. 競争に付する事項 (1)業務名称:ケニア国「アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2」向け遠隔ICUプレハブ病棟等設置業務(一般競争入札(総合評価落札方式)) (2)業務仕様:「第2業務仕様書(案)」のとおり (3)工場出荷前検査期限(予定):2021年11月30日 ※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の日本国内工場における検査の期限 (4)引渡期限(予定):2021年12月28日 ※取引条件を船積渡しとする本邦調達物品の船積港における引渡の期限 (5)土木・建設工事完了時立会検査期限(予定):2022年2月18日 ※土木・建設工事実務(整地、設置土台の建設、配管等付帯インフラ施設の基礎工事)が完了した際に実施する検査。 (6)完工検査期限(予定):2022年3月18日 ※技師派遣業務(機材・物品・品目の設置、配管等付帯インフラ施設との接続、動作確認、メンテナンス研修、引き渡し)が完了した際に実施する検査。 (7)業務履行期間(予定):2021年8月13日から2022年3月31日
4	入札説明書8ページ (4)下見積書の積算根拠	【変更前】 (4)下見積書の積算根拠 下見積書提出時には、「第4 1. (1)経費の計上方法」に記載の通り、「 <u>別添9</u> :下見積書の別添積算様式」を添付し、積算根拠を示してください。 【変更後】 (4)下見積書の積算根拠 下見積書提出時には、「第4 1. (1)経費の計上方法」に記載の通り、「 <u>別紙</u> :下見積書の別添積算様式」を添付し、積算根拠を示してください。
5	入札説明書18ページ 2. 業務の目的 (2)機材・設備・物品の調達・輸送	【変更前】 (2)機材・設備・物品の調達・輸送 以下の機材・設備・物品を調達・輸送する(「別添3:機材仕様明細書」を参照)。 ① 遠隔ICUプレハブ病棟 ② 20ftコンテナ(給水・排水コンテナ、受電・発電コンテナ、医療ガスコンテナ) ③ 上記病棟内に設置する医療設備(簡易陰圧装置など) ④ 上記病棟内に設置するその他家具(姿見鏡、下駄箱など) 【変更後】 (2)機材・設備・物品の調達・輸送 以下の機材・設備・物品の調達・輸送 以下の機材・設備・物品を調達・輸送 以下の機材・設備・物品の調達・輸送

6	入札説明書55ページ 2 輸送条件	【変更前】 (8)発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 ①相手国における輸入通関手続き 受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。 (9)その他注意事項 機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちやRO/RO船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。 【変更後】 (8)発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 ①相手国における輸入通関手続き 受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。 ②通関に日数を要した場合の保管料 通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。 (9)仕向港から仕向地までの陸上輸送 現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。 (10)その他注意事項 機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちやRO/RO船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。
7	入札説明書63ページ 2 輸送条件	【変更的】 7 派遣技術者に関する契約に含む費用と支払: 契約には以下の費用を含む。 ・技師の旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む) ・技師の人件費 ・技師の業務に必要な現地で調達する部材・消耗品等の購入費 ・技師の業務に必要な工具の運搬費用 ・技師の業務に必要な理地で調達する部材・消耗品等の購入費 ・その他必要な経費 ・技師の選責用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。 原則、請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。 ただし新型コロナウルスの感染状況下においては、技師派遣時期の流動性が高く変更契約の可能性が予見されるため、技師派遣に係る航空賃、旅費(日当、宿泊)、直接人件費、技術費に関する内訳明細を機材調達契約書に添付する附属書Iの内訳明細書とは別に作成の上、提出すること。 【変更後】 7 派遣技術者に関する契約に含む費用と支払: 契約には以下の費用を含む。 ・技師の旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む) ・技師のの報係に必要な経費 ・技師ので労等人国のために必要な経費 ・技師のとザ等人国のために必要な経費 ・技師のま物に必要な現地で調達する部材・消耗品等の購入費 ・その他必要な経費(組立保険等) 技師のごザ等入国のために必要な経費 ・技師の書類に必要な工具の運搬費用 ・技師の書類に必要な工具の運搬費用 ・技師の書類に必要な工具の運搬費用 ・技師の書類に必要な工具の運搬費用 ・技師の書類に必要な経費 ・技師の書類に必要な経費 ・技師の書類に必要な理地で調達する部材・消耗品等の購入費 ・その他必要な経費(組立保険等) 技師の書類に必要な活者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。 原則、請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。 ただし新型コロナウィルスの感染状況下においては、技師派遣時期の流動性が高く変更契約の可能性が予見されるため、技師派遣に係る航空賃、旅費(日当、宿泊)、直接人件費、技術費に関する内訳明細を機材調達契約書に添付する附属書Iの内訳明細書とは別に作成の上、提出すること。